

CDM植林総合推進対策事業（継続）

【平成24年度概算決定額 56,700（63,000）千円】

事業のポイント

CDM植林を実行する上で必要となる、より応用的な技術指針の作成、ツールの開発、人材の育成を行います。

（事業の背景等）

- ・ これまでのCDM植林関連事業では、CDM植林プロジェクトの策定にあたっての基礎的な情報・データの提供や普及啓発を重点に実施してきたところです。
- ・ 第1約束期間に入り、具体的なCDM植林プロジェクトが実施に移され、我が国企業が関与する事案の審査も進められている一方、様々な技術規定が国連CDM理事会で策定されているなど、CDM植林が本格的に実施段階に移ってきています。

政策目標

- 気候変動問題等地球規模の課題への適切な対応
- 事業終了（24年度末）までに、本事業を通じて、5件以上の植林プロジェクトが申請または登録される。

<内容>

1. 途上国の情報収集・整備

CDM植林プロジェクトの計画・実施段階で必要となる現地情報を整備し、新たな方法論の開発、プロジェクトの実現可能性を分析します。

2. 有効化審査を受ける際に参考となる対応指針の作成

国連登録済CDM植林プロジェクトの事例等の調査により、有効化審査、検証等の対応指針を作成します。

3. 財務分析ツールの整備、企画、実施、モニタリング等を担う人材育成

事業者等が事業計画書を作成する際に必要となる人工林成長量データベース、財務分析プログラム等を整備するとともに、国内外での研修の実施によるCDM植林プロジェクトの企画立案、実施を担う人材を育成します。

4. CDMのプログラム化への展開可能性の調査、分析

CDM植林分野におけるプログラム化の可能性について調査、分析します。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課]